

## 直結式給水施行要領

(新旧対照表)

【 現 行 】

### 8. 逆流防止対策

#### (2) 建築物内の逆流防止

##### ①バルブ

立ち上がり配管毎の基部にストップバルブを設置しなければならない。

ただし、各戸に単独で立ち上がる場合、ストップバルブは設置しなくてもよい。

【 改 正 】

### 8. 逆流防止対策

#### (2) 建築物内の逆流防止

##### ①バルブ

立ち上がり配管毎の基部に逆流防止機能付のバルブ (ストップバルブ等) を設置しなければならない。

ただし、各戸に単独で立ち上がる場合、ストップバルブは設置しなくてもよい。

直結式給水施行要領  
(新旧対照表)

【 現 行 】

【 改 正 】

19. 参考

19. 参考

(2) メータ設置方法及び配管例

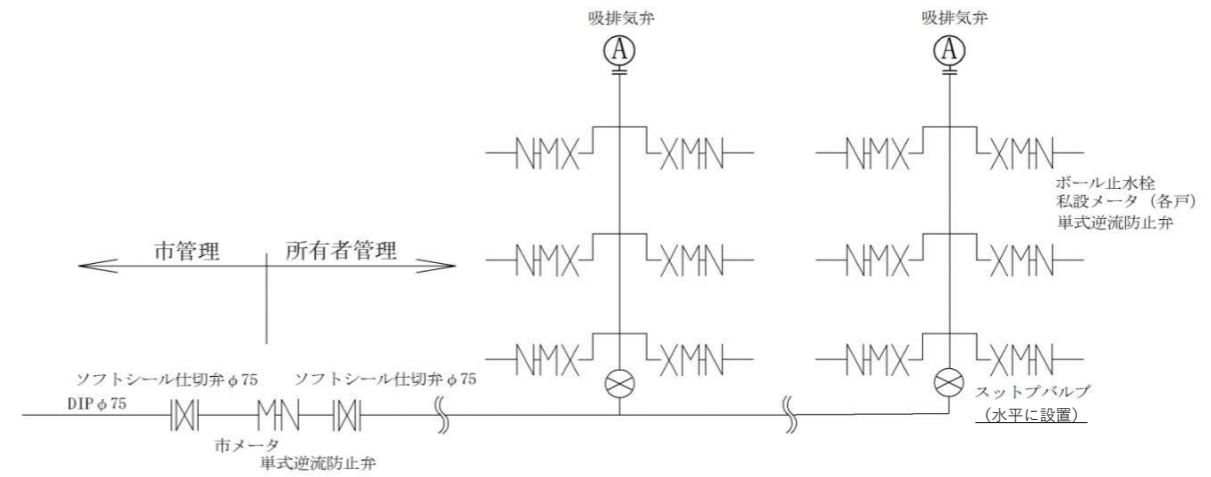
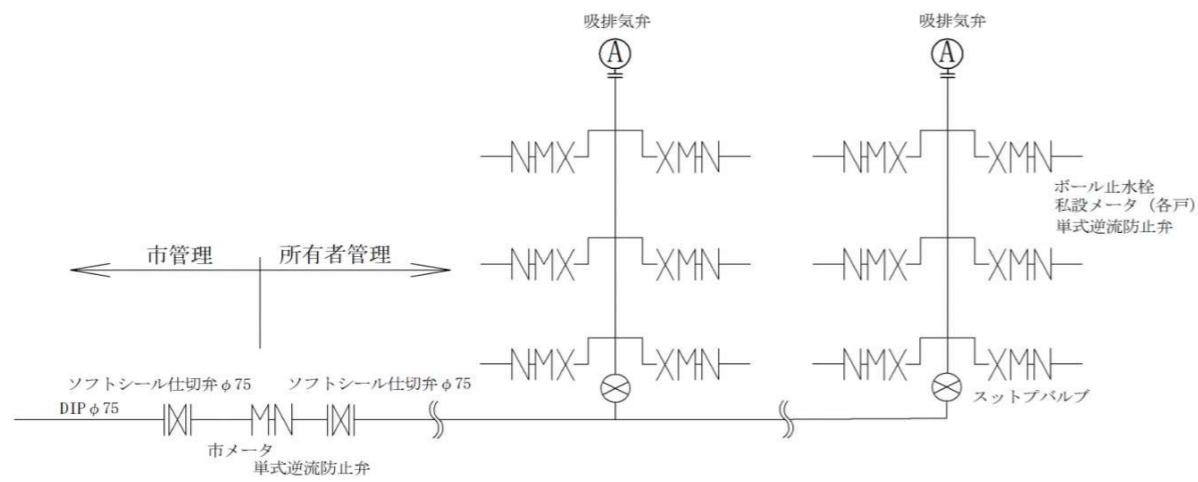
(2) メータ設置方法及び配管例

1. 集合住宅

1. 集合住宅

(パターン1)

(パターン1)



直結式給水施行要領  
(新旧対照表)

【 現 行 】

【 改 正 】

19. 参考

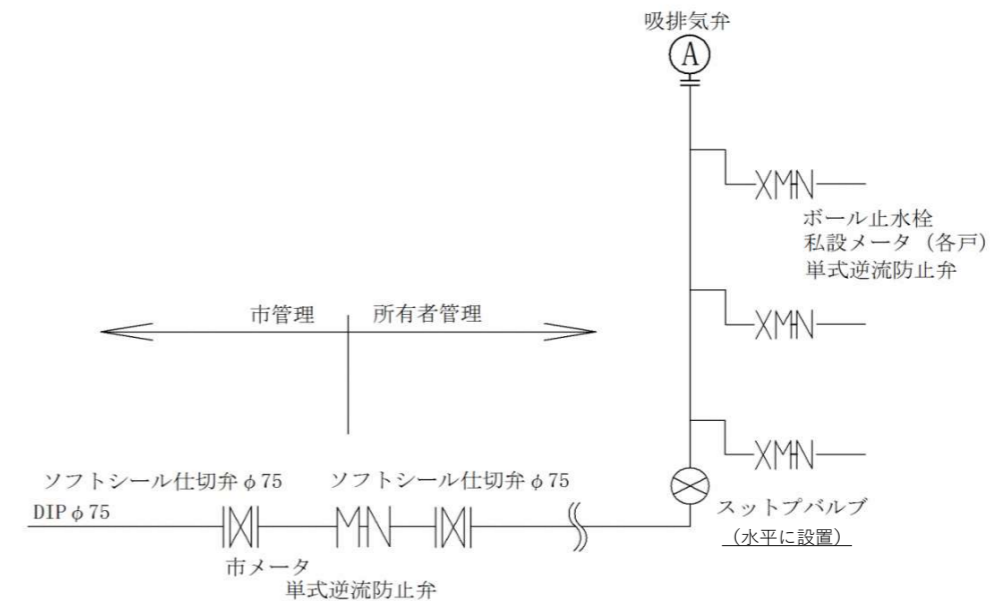
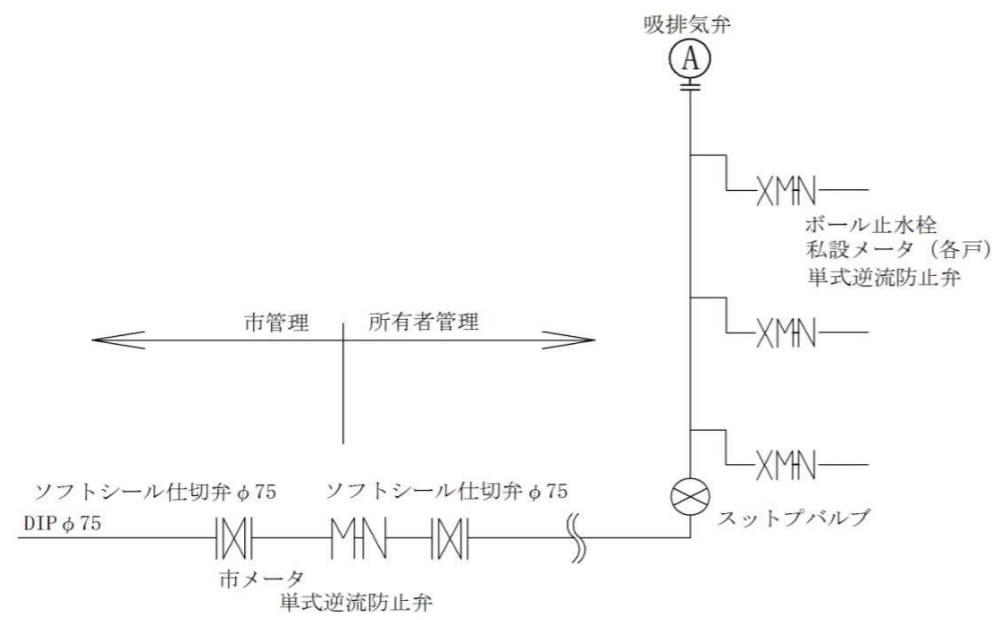
19. 参考

(2) メータ設置方法及び配管例

(2) メータ設置方法及び配管例

2. テナントビル等

2. テナントビル等



## 直結式給水施行要領

(新旧対照表)

### 【 現 行 】

#### 2 1. 受水槽以下給水設備を給水装置に切替える場合の手続き

##### (1) 事前確認

①更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度など12項目の水質試験を実施する。

番号	検査項目	基準値
1	一般細菌	100個/ml以下
2	大腸菌	検出されないこと
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下
38	塩化物イオン	200mg/l以下
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/l以下
47	pH値	5.8以上8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下
	遊離残留窒素	0.1mg/l以上

※番号は、水道法による基準項目の番号を示す。

### 【 改 正 】

#### 2 1. 受水槽以下給水設備を給水装置に切替える場合の手続き

##### (1) 事前確認

①更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度など12項目の水質試験を実施する。

番号	検査項目	基準値
1	一般細菌	100個/ml以下
2	大腸菌	検出されないこと
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下
<u>39</u>	塩化物イオン	200mg/l以下
<u>47</u>	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/l以下
<u>48</u>	pH値	5.8以上8.6以下
<u>49</u>	味	異常でないこと
<u>50</u>	臭気	異常でないこと
<u>51</u>	色度	5度以下
<u>52</u>	濁度	2度以下
	遊離残留窒素	0.1mg/l以上

※番号は、水道法による基準項目の番号を示す。